

決議案第3号

入札制度の改革にあたり4%幅のランダム係数導入を求める決議

上記の決議案を次のとおり提出します。

平成30年9月28日

提出者	つくば市議会議員	木村修寿
賛成者	つくば市議会議員	宇野信子
	〃	塚本洋二
	〃	須藤光明
	〃	滝口隆一

入札制度の改革にあたり4%幅のランダム係数導入を求める決議

つくば市議会では、平成29年9月議会において、入札制度の更なる改革が必要であると「入札制度の更なる改革を求める決議」をしました。

その後、つくば市では要望趣旨であった「最低制限価格を最低制限基本価格として、応札後くじ引きに依るランダム係数表を基に出た数値と最低制限基本価格を掛けて算出された金額で落札者が決定される方式の採用」へ向け検討され、去る9月4日の全員協議会で、「つくば市入札制度運用方針（案）」が示され、前進していると評価しております。

ただし、今回の方針（案）では、「最低制限価格の適用」として、「最低制限価格は最低制限基本価格に無作為（ランダム）係数を乗じて算出された金額とする。」とし、この中の無作為（ランダム）係数の数値を「0.9950」から「1.0050」までの101通り、つまり1%の幅での数値とするとのことです。

しかし、最低制限価格と同一金額の入札が多発している現状を勘案すると、透明性や公正性の確保には、1%では不十分です。ランダム係数を掛けた後、千円未満を切り捨てて最低制限価格を千円単位にするので選択肢が増え、同一金額の入札が減ると想定しているようですが、実際には、最低制限価格がランダム係数によって変動するため、千円単位で正確に試算する意味が薄れます。その結果、現在の万円単位の入札は変わらず、最低制限価格周辺の選択肢が実質的には増えない可能性が大きいと考えられます。

したがって、今回の方針（案）の1%ではなく、4%程度の幅のランダム係数の導入を求めます。

以上、入札制度の改革にあたり4%幅のランダム係数導入を求め、決議する。

平成30年9月28日

つくば市議会